

令和8年6月5日 開会
令和8年6月17日 閉会
(定例第3回)

南部町議会議録

南部町議会事務局

南部町告示第79号

令和8年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年5月19日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和8年6月5日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君	井 原 啓 明君
埴 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

応招しなかった議員

な し

令和 8 年 第 3 回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第 1 日）

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 5 日 午後 1 時 15 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議事日程の宣告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について

（南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども
・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び南部町放課後
児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について）

日程第 6 報告第 3 号 令和 7 年度南部町繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 4 号 南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

日程第 8 議案第 28 号 財産の取得について

日程第 9 議案第 29 号 財産の取得について

日程第 10 議案第 30 号 財産の取得について

日程第 11 議案第 31 号 南部町農業委員会委員の任命について

日程第 12 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて

（南部町税条例の一部改正について）

日程第 13 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて

（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第 14 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 10 号））

日程第 15 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号））

日程第 16 発議案第 2 号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

について

- 日程第17 議案第36号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第37号 南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第38号 南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第39号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第40号 南部町公告式条例の一部改正について
- 日程第22 議案第41号 令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第42号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第43号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第45号 南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第27 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
(南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)
- 日程第6 報告第3号 令和7年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について
- 日程第8 議案第28号 財産の取得について
- 日程第9 議案第29号 財産の取得について
- 日程第10 議案第30号 財産の取得について
- 日程第11 議案第31号 南部町農業委員会委員の任命について

- 日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第14 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度南部町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第15 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第16 発議案第2号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
- 日程第17 議案第36号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第37号 南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第38号 南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第39号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第40号 南部町公告式条例の一部改正について
- 日程第22 議案第41号 令和8年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第42号 令和8年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第43号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第26 議案第45号 南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の
委託に関する規約を定める協議について
- 日程第27 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について

出席議員(11名)

1 番 秋 田 佐紀子君	2 番 井 原 啓 明君
4 番 加 藤 学君	5 番 荊 尾 芳 之君
6 番 滝 山 克 己君	8 番 長 束 博 信君
9 番 白 川 立 真君	10番 三 鴨 義 文君
11番 仲 田 司 朗君	12番 板 井 隆君
14番 景 山 浩君	

欠席議員（３名）

３番 谷 田 光 雄君

７番 米 澤 睦 雄君

13番 真 壁 容 子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	船 原 美 香君
		書記	岩 佐 翔 朗君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	二 宮 伸 司君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
未来を創る課長	橋 田 和 美君	デジタル推進課長	小須田 健 一君
税務課長	三 輪 祐 子君	町民生活課長	渡 邊 悦 朗君
子育て支援課長	潮 真 也君	教育次長	岩 田 典 弘君
総務・学校教育課長	河 上 英 仁君	人権・社会教育課長	畑 岡 宏 隆君
病院事務部長	吾 郷 あきこ君	健康対策課長	前 田 かおり君
福祉政策課長	加 納 諭 史君	建設課長	岩 田 政 幸君
産業課長	大 塚 幸君	農業委員会事務局長	本 田 秀 和君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和８年６月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

町内の多くの田んぼで田植が終わり、水面の早苗が風に揺れるのどかな田園風景が町内一面に広がっています。夏の訪れを告げるこの農村風景は、私たちに心の奥底からの安堵と喜びを与えてくれる光景と言えます。おととい、さきおとといと台風６号の襲来による風雨の被害も危惧されましたが、当地域では何事もなく安堵しているところであります。

さて、本定例会におきましては、補正予算、条例改正などの執行部提案１９議案を御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございますが、多くの解決すべき課題を抱える当南部町にあって議会の果たすべき役割はますます重要となっており、町民皆様の負託に応えるべく、全ての議案に対しまして慎重審議、活発かつ前向きな議論をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議員各位におかれましては、令和8年第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことにまずもお礼を申し上げます。

さて、2月28日に突然始まったアメリカ、イスラエルとイランとの終戦合意がつかないまま4か月を迎えようとしています。ホルムズ海峡の安全通航が確保されない中で、中東地域の不安定化は石油関連製品を中心に流通量に不足を生じており、あらゆる物価、コストを押し上げ、価格上昇、さらにはインフレの加速を招いています。地元企業の皆様にお聞きしましても、末端の製造・販売事業者で資材不足と価格高騰による影響が出ており、生活物資の安定供給を今後政府に要望していきたいと考えているところでございます。

さて、緑水湖オートキャンプ場が指定管理者の経営破綻から、ゴールデンウィーク後から利用を中断しておりますが、今後の運営再開に向けた取組について報告をさせていただきます。現在、法的手続を進めながら、当面直営で9月4日から11月30日までの間、金曜日から月曜日、祝日の営業とし、業務委託で対応できないかを検討しております。委託の可能性等、詳細がまとまり次第、議会に報告させていただきたいと考えております。

次に、5月の26日、秋篠宮皇嗣殿下の御臨席を仰ぎ、日本植物園協会第61回大会が開催され、五月晴れの中、南部町のとっとり花回廊を御視察いただき、景山議長と随行に加わらせていただきました。

夕食会の会場では花回廊の話題になり、殿下からフラワードームをもう少し時間をかけてゆっくりと散策したかったとお話をいただき、興味深い御視察だったと、御様子でございました。皇室外交行事のため、すぐに東京にお帰りになられましたが、植物園協会の西川綾子会長からは例年以上に充実した視察をいただいたと、花回廊をはじめ鳥取県関係者に感謝の言葉がございました。フラワーパーク花回廊は観光資源であると同時に、学術研究機能を持った植物園であることから、子供たちの学習体験活動をはじめ、社会人の園芸技術の習得など、植物について学習する場としての機能の活用方法を充実させる必要を感じたところでございます。

次に、南部町観光協会がJOC Aの協力をいただきながら進めているインバウンド観光について

て報告をいたします。

1点目は、境港に寄港するダイヤモンド・プリンセスの乗務員クルーの南部町ツアーが決定をいたしました。6月10日午後から、えん処米やで餅つき体験、法勝寺温泉別館ですき焼き体験をする予定でございます。これを起点に、境港クルーズ船寄港地観光の一つにフラワーパークと併せ、南部町体験ツアーをPRしてまいりたいと考えております。

2点目は、香港旅行会社ツアーの来町予定でございます。本年8月下旬から11月末までの3か月、週に3回のペースで1回当たり30人のツアーが来日する予定です。えん処米やで流しそうめんや田舎料理体験を企画してるところでございます。このツアーPR用のテレビCM、ユーチューブ撮影が6月19日に予定されています。このツアー誘致のきっかけは、昨年県の事業で行われたインフルエンサー招致事業で、清水川での農泊体験をユーチューブで拡散されたことでございました。好評であれば冬以降もツアーが続くということでございます。インバウンド観光の中でも東京や京都、大阪では味わえない本物の日本を体験する旅が注目されています。南部町の文化を体験していただく事体験を南部町の観光産業に育てるきっかけになればと期待しているところでございます。

最後に、今週6月7日日曜日には、第67回鳥取県西部消防ポンプ操法大会が米子市二本木の鳥取県消防学校で開催されます。南部町からは小型ポンプの部に西伯第1、第2分団混成チームで出場いたします。春先からカントリーエレベーターの敷地をお借りし、夜間の操法訓練に励んでおられますので、どうか練習や大会での応援、選手への激励をいただければ幸いです。

次に、12月議会以降の火災と消防団の出動について報告をいたします。この間の出動回数は1回、5月20日に発生した福成地区の草火災では枯れ草約400平米を焼失しました。消防ポンプ車1台、山尾副団長以下20名が消火活動に当たり、西部広域消防隊と連携し、消火に当たりました。昨日、梅雨入りはいたしましたが、町民の皆様には火の取扱いに格段の注意をいただきますとともに、4月から改正の林野火災注意報・警報で火入れをはじめ、喫煙やたばこの火の始末についても一定の制限がかかっております。ぜひ御協力をいただきたいと思います。

次に、人口動態について御報告をいたします。3月1日から5月末の間に出生された方は8人、お亡くなりになられた方は46人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。5月末現在の人口は9,781人でした。高齢化率は39.94%、5月末現在の今年度の出生者は5人です。

本定例会におきましては、令和8年度一般会計補正予算、条例関係など19議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございます。

すので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 1 時 1 5 分休憩

.....

午後 1 時 1 5 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 失礼しました。火災報告で「1 2 月議会」とどうも言ったようでございますので、「3 月議会」に訂正させていただきます。

午後 1 時 1 5 分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 1 1 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 8 年第 3 回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

.....

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、滝山克己君、8 番、長束博信君。

.....

日程第 2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、1 3 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1 3 日間と決定いたしました。

.....

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

まず最初に、議長から 4 件の報告を行います。

まず、鳥取県西部広域行政管理組合議会ごみ処理施設等調査特別委員会の報告をいたします。

去る 4 月 28 日、米子市役所淀江支所においてごみ処理施設等調査特別委員会が開催され、2 件の報告がございました。

1 件目の、新しい一般廃棄物処理施設の施設整備スケジュールについては、ごみ焼却施設である中間処理施設、埋立処分場である最終処分場の両施設とも、当初令和 14 年度供用開始予定であった整備スケジュールを 5 年間延長し、令和 19 年度供用開始とするというものでありました。

その要因としては、中間処理施設では建設候補地の関係住民への説明に要する期間の延長と、資材調達状況の悪化や働き方改革対応等による建設工事期間の見直しによる延長、最終処分場では同様に建設候補地の関係住民への説明に要する期間の延長と、埋蔵文化財調査の追加による延長との説明がありました。そして、この延長により既存の可燃ごみ処理施設や不燃ごみ処理施設、最終処分場の稼働延長等の検討が進められることとなります。

2 件目の、新しい一般廃棄物処理施設の建設候補地における地元対応等の状況についての報告では、中間処理施設では、候補地の関係自治会から提出があった同意書に付された同意条件への回答内容と関係住民全員から理解を得られている状況説明や地元説明会の開催状況、また最終処分場では、建設候補地全ての自治会、住民の理解及び同意が得られており、地域振興策について協議・調整中である旨の報告を受けております。

次に、5 月 12 日に松江市のホテル白鳥で開催されました令和 8 年度中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議総会の報告を行います。

本総会では、令和 7 年度の会議や要望活動等の事業報告及び収入 5 6 6 万円余、支出 4 5 5 万円余の収支決算報告、令和 8 年度の会議や要望活動、またプロモーションビデオのデジタルサイネージでの放映を行う等の事業計画案及び収支 5 0 2 万円余の収支予算案、そして法定調査の早期実施や整備計画路線への格上げ等を求める決議案が提案され、全議案とも全会一致で認定・可決されました。

また、総会に先立ち、ロゴマークの表彰式が行われ、伯備線を走っている特急やくもから連想されるオレンジ色を基調とし、夕日にかかる雲や山陰両県の姿など新幹線が通るイメージが伝わるロゴマークをデザインされ、最優秀賞を受賞された多久田寿子さんが表彰を受けられました。

続いて、5月28日に米子市のファミリープラザで開催された令和8年度中国横断自動車道岡山米子線、蒜山インターチェンジから境港間、整備促進期成同盟会総会の報告を行います。本総会には、総会等会議や3つのルート帯が提示された社会資本整備審議会の中国地方小委員会、要望活動等の令和7年度事業報告、230万円余の歳入、180万円余の歳出の決算の認定、令和8年度の会議、総決起大会、要望活動等の事業計画案並びに歳入歳出340万円余の歳入歳出予算案が提出され、いずれの議案も全会一致で認定・可決されました。

また、この会に引き続き、同じ会場で令和8年度日野川水系改修促進期成同盟会の総会も開催されました。総会や意見交換会、要望活動等の令和7年度の事業報告、歳入44万円余、歳出40万円余の歳入歳出決算、前年同様の事業計画案と歳入歳出48万円余の歳入歳出予算案、河川改修や皆生海岸の直轄保全、大山山系の直轄火山砂防等を求めた要望書案が提案され、いずれも全会一致で承認・可決されました。

以上、議長からの諸般の報告を終わります。なお、報告案件の詳細資料については、議会事務局にて閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

まず、令和8年度全国町村議会正副議長研修会についての報告を長束博信副議長から受けます。

8番、長束博信君。

○副議長（長束 博信君） 8番、長束博信です。去る5月26、27日の2日間、東京国際フォーラム及び全国町村会館にて町村議会議長・副議長研修会が開催され参加しましたので、御報告いたします。

1日目の研修会は、東京国際フォーラムにて3つの講義と取組発表の4つがありました。

最初の講義は、一般財団法人地域活性化センター理事長、林崎理さんから「地方創生の先行き―地域未来戦略とともに―」でした。

2つ目の講義は、東海大学教養学部人間環境学科教授、万城目正雄さんから「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」でありました。

3つ目の講義は、京都女子大学学長、竹安栄子さんから「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」でありました。

4つ目は、京都女子大学の竹安栄子学長をパネラーとして「女性模擬議会の取組」として宮城

県蔵王町議会議員の女性3人との対談発表がありました。

1つ目の講義の講師は、総務省で内閣官房地方創生総括官、石破内閣で内閣官房参与、地方創生担当ですが、などを担当され地方創生に大変詳しい方です。最初に、地方創生の現在時点として、人口の推移はこれから110年で大正時代の4,000万人に戻ると説明した後、政治のこれまでの政策でまち・ひと・しごとに始まりデジタル田園都市国家やDX・GX、交流人口・移住と10年以上やってきたが、この根底には持続可能性というキーワードがあるが、地方創生は無駄であった。いや、果たしてそうかと投げかけられ、全国では地方創生実践塾を利用し、好事例が生まれた紹介がありました。ここで頭の整理をして、縦の糸、いわゆる国の制度です。プラス横の糸、これが地域・自治体であります。これを合わせると織りなす布は地方創生、これをLの産業（ローカル）になりピンチはチャンスになると説明されました。これからは地域未来戦略として、地域未来交付金としてデジ田の1,000億円を1,600億円に増額することと、さらに地域未来基金、これは地方交付税措置ですが、として4,000億円が地方創生の交付金で準備されています。この交付金は、地域未来推進型やデジタル実装型や地域防災緊急整備型、地域産業構造転換インフラ整備推進型など事業の具体的な提案が必要ですが、採用までにたどり着かなく、よくよく工夫した提案が必要なので、地域活性化センターを利用してほしいという講義でありました。

2つ目の講義では、「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」として、1、日本で増加する在留外国人・外国人労働者、2、制度見直しのポイント～技能実習制度から育成就労制度・特定技能制度へ、3、外国人材の確保・育成の実践に向けての柱で話されました。

1つ目の在留外国人数の推移として平成の30年間で約3倍、100万人から300万人へ、令和の2020年から2025年でさらに125万人増と急激に増加。事業所で見ると30人以下で64.1%、30人から99人で16.9%と合わせて81%を占めています。雇用状況では、関東と愛知、大阪で全体の58.3%を占めるが、10年前と比較すると全国は約3倍、8道府県では4倍超えて技能実習が多い。国籍でも最近アジア系が増加しており、特に地方で増加している。町村部の増加は全国25町村が10年間で10倍以上の伸びとなっている。3人に1人が特定技能実習制度だが、この制度が変わることになる。

2つ目の制度見直しのポイントでは、現行制度の技能実習1号1年、2号2年転籍の制限、3号2年と特定技能1号になるには職種・分野の不一致、技能職種の細分化、帰国の制度上の原則などがあり、技能実習生の失踪問題などが課題となっておりました。育成就労制度の見直しでは、長期間産業を支える人材を確保することを目的に見直されるようであります。育成就労3年（原

則)その後、特定技能1号5年となりますが、転籍も可能であります。経過措置もあります。また、在留資格取得も可能。特定技能2号になると期間は制限なしとなります。家族、配偶者、子供の帯同も可能だが、特定技能1号と2号には日本語能力の試験が必要になってきます。

3つ目の外国人材の確保・育成に向けてでは、1号特定技能外国人の転職先が大都市圏へ移動しており、大都市圏は転入超過となっています。ただし、在留資格者の仕事と生活の満足度をアンケートすると、大都市圏が満足というわけでもありません。結局、日本語能力の高い人ほど仕事への満足度が高まる傾向があることが分かりました。企業・地域の日本語教育をどう対応していくのが問われております。人口比率でも将来2070年の日本総人口は8,700万人の推定に対し、外国人は939万人の10.8%を占めるに至り、1、コミュニケーション、2、人事管理、3、生活支援がキーワードになるし、これから必要なことでもあり、多文化社会の共創で外国人市民が活躍するまちづくりの取組が必要だと説かれていました。

3つ目の講義では、「男女共同参画で地域を元気に」として、5項目にわたり講義がありました。

最初の項目は、人口流出と男女格差でS県N市の統計例では、男性は減少から横ばいになっているが女性はずっと減少傾向が続いています。この人口流出の背景には何があるのか、それは性別役割意識が影響していると説かれました。アンケート結果では、食事の準備やお茶出し、結婚や子供を持つのは当然、家事・育児・介護は女性、性別に合わせた話し方・服装・振る舞いをしたほうがよい、家を継ぐのは男性、個人の価値観より世間体、自治会などの役員は男性、学校での先生の、女子だから、男子だからなどの言葉。転出した理由では、希望する仕事がない、賃金・待遇のよい仕事がない、自分の能力を生かせる仕事がない、地域の文化や風習が合わないなど、結局、地元に戻らない理由は、1、魅力的な職場がない、2、地域社会の固定的な役割意識、これは娘さんが地元で愛着があっても、母親が、苦勞するのは自分だけでいい、あんたは都会で自由に生きなさいと言われるなどです。3、地元の価値の認識不足が上げられるとのことであります。

2つ目の項目は、日本のジェンダー格差の現状(政治領域を中心に)で、日本のジェンダーギャップは東アジア・太平洋州で最下位から3番目の118位とのこと。政治領域では125位。女性参政権付与から78年経過したが、1946年の第22回衆議院選挙で女性議員39人(8.4%)が2024年の選挙では73人(15.7%)になりましたが、世界と比較すると195か国中145位。アジアでは日本より低いのはインド、マレーシア、スリランカだけとのことだそうです。地方議会で女性比率を見ると、都道府県議会は14.6%、町村議会では14.1%

と低い。

3つ目の項目は、人口減少とジェンダー格差の解消として、2025年から2065年への変化で生産年齢人口は7,310万人が4,809万人になり、高齢化率は29.6%が38.7%に、高齢人口を生産年齢で支える割合は2.0人が1.3人になると推計されているとのことでした。労働力人口推移では、2040年に女性の労働参加があれば1,000万人不足となるところが300万人の不足で抑えられるとのことでした。そして、GDPや管理職や給与総額の差についての話もありました。

4つ目は、地方議会の成り手不足解消に向けてで、女性議員の割合についてる説明あり、女性が初立候補の悩みとして、自分の力量に自信がなかった、知名度がない、支援団体に不安などでした。立ちちはだかる壁として、性別役割意識の壁、家族・親族の壁、地域社会の文化的社会的構造、いわゆる男性優位です、があると指摘されています。女性議員を増やすために女性リーダー養成講座を兵庫県の小野市で取組例を紹介し、これまでゼロ人だったところが2019年7名立候補、7人全員当選、2023年8人立候補して7人が当選、比率43.7%とのことでありました。

最後の項目で、女性議員を増やすには～女性議会～でありました。結論は、女性議員の模擬議員を体験することです。テーマを決めて定期的に課題整理して、実際に模擬議会を実施して体験した後には本当の議会選挙に出馬し当選することが一番よいとのことでした。

4つ目の演題は、女性議員になった体験発表の内容でしたので、苦労話が多くございました。

続きまして、2日目の研修会は、全国町村会館で鳥取県町村議長・副議長研修会が開催されています。

研修内容は、「令和8年度の地方財政の姿について」で、総務省自治財政局地方債課課長補佐、眞木伸浩さんに講義を受けました。

講師の眞木さんは、2021年7月から2025年6月まで鳥取県の政策戦略監総合統括課長を2年間、財政課長を2年間務められ、コロナ禍ではありましたが、平井知事会長の下で全国知事会に関する各種調整や鳥取県庁予算の編成、取りまとめなどに尽力されておられます。

講義の資料は参考も含めて何と67ページもありました。したがって、講義始まりますとスピードはとても速く、早口で最初は何を話しているのか理解が追いつかず、話の内容についていけないくらいでありました。

講義は2項目で、1つ目が令和8年度の地方財政対策の概要について、2つ目がいわゆる教育無償化をめぐる動きについてでありました。

最初の、令和8年度の地方一般財政では3.7%アップの67.5兆円、地方交付税は令和7年度の19兆円に対し20.2兆円への増額。これは税収の伸びによるもの。臨時財政対策債は昨年度に引き続き発行額はゼロ債でいくとのことでした。講義では、経済財政諮問会議で林総務大臣に提出した資料により説明されました。地方の「伸び代」を生かし強い経済を実現する、そういうタイトルで、要は地域AXを推進するとのことでした。

次に、地方の「暮らし」と「安全」を守るでは、関係人口の創出、消防防災力の強化をすること。

次に、強い地域経済と持続可能な地方行政財政基盤の構築に取り組むとのことでありました。項目がたくさんありますので、かいつまんで御報告します。物価への対応で価格転嫁できるよう地方交付税を2,000億円増額、価格転嫁円滑化で2兆円計上、委託料、維持補修、投資的経費等で5,850億円計上しています。人件費の増額及び改定にも配慮し、合計1兆7,411億円準備。先ほどもありましたが、地域未来基金の都道府県分4,000億円。地方債の充当率と交付税措置で、地方負担分の元利償還金について補助事業分が22%、単独事業分では30%を交付税措置するとのことでした。脱炭素事業化推進事業債の延長・拡充で令和8年から12年まで5年延長。農業構造転換集中対策への防災対応で5年延長。デジタル活用推進事業で令和11年まで5年延長。緊急防災・減災事業も拡充・延長し、令和12年まで延長。さらに、公営企業経営改善特例債を創設し、水道事業・上下水道・病院などに充当することが可能となります。

2つ目の、いわゆる教育の無償化をめぐる動きについては、その財源について賃上げ促進税制や高い水準の所得に対する負担適正化等の租税特別措置の見直し等による増収分により確保するとのことでした。今回の地方負担分3,552億円全額を基準財政需要額に算入したとのことがあります。高校無償化は、負担割合は国が4分の3、都道府県が4分の1。学校給食費は公立小中学校で基準額を5,200円と設定し、負担割合は国が2分の1、都道府県が2分の1の各1,639億円計画されています。都道府県分は地方交付税措置されます。なお、国による各種の給付負担措置については様々な意見があり、今後紆余曲折が予想されるかもしれません。

今回の研修会を受け、初日の研修会は人口減少とその対応への講義と感じました。やはり地方が鍵だと言われますが、私個人的には、国を利活用し魅力ある地方の国づくりをしたらよいのではないかと感じました。2日目の研修会は、いわゆる現政権政策の詳細説明であったと思います。利用できるものは、よく調査して要求していくことが肝要だと感じました。もちろん、事業のユニークな企画力が必要だということは言うまでもありません。中身の濃い2日間でしたが、今後、議会でもよく確認していきたいと感じた研修会でありました。

以上、長くなり雑駁ですが、概要報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、秋田議員より南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の報告を受けます。

1 番、秋田佐紀子君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（秋田佐紀子君） 1 番、秋田でございます。去る 4 月 6 日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会全員協議会が開催されましたので、報告いたします。

全員協議会の議題として、新しい一般廃棄物処理施設の施設整備スケジュールの見直しについてであります。

西部広域行政管理組合の一般廃棄物処理施設整備事業におきまして、当初供用開始の令和 1 4 年度稼働予定が 5 年延長になり、令和 1 9 年度稼働予定に変更となったとの説明を受けました。延長の理由としては、中間処理施設は、建設候補地の関係住民への説明に要する期間によるものが、実績による見直しのため 2 年 3 か月の延長、環境影響評価に要する期間によるものが、県内他施設の事例による期間の見直しにより 9 か月の延長、建設工事に要する期間によるものが、資材調達難や働き方改革、建設候補地に合わせた工程による期間の見直しのため 2 年の延長で、合計 5 年の延長。最終処分場は、建設候補地の関係住民への説明に要する期間によるものが、実績による見直しのため 2 年の延長、生活環境影響調査によるものは、他の事例による期間の見直しのため 1 年短縮、新たに埋蔵文化財調査の期間によるものが 4 年追加となり、こちらも合計 5 年の延長となるとの説明でした。

これを受けて、2 か町では今後、施設の整備計画の見直しを踏まえて既存施設での稼働延長の検討、他施設や民間施設での処理の検討、運転管理等の検討などを行っていく予定とのことでした。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会全員協議会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5 報告第 2 号 から 日程第 7 報告第 4 号

○議長（景山 浩君） 日程第 5、報告第 2 号、専決処分の報告についてから、日程第 7、報告第 4 号、南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてまでを一括して報告を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

町長より報告を受けます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 報告第2号につきましては、副町長のほうから報告をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。そうしますと、議員の皆様におかれましては議会の共有フォルダー、本会議令和8年6月定例会のフォルダー行っていただきまして、01の報告、こちらのほうからファイルを開いていただきますようお願いいたします。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次ページが専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、児童福祉法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理するため、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

こちらは児童福祉法の一部改正に伴いまして、引用している条文の項ずれが起きましたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、令和8年3月27日としております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 報告第3号につきましては、総務課長のほうから報告をさせます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。報告第3号、令和7年度南部町繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和7年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告する。

3月定例議会におきまして、繰越明許費の議決をいただいた事業でございます。繰越額が確定

したので、報告いたします。

内容は、隣のページの一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、事業数は１５でございます。
１５事業を繰越明許費の予算現額１５億６，６６５万１，４４４円に対し、翌年度への繰越額は
９億４，１０３万９，１８０円となっております。

以上、令和７年度繰越明許費繰越計算書についての報告といたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 報告第４号については、副町長のほうから報告をさせます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、続いて報告第４号、南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてでございます。

南部町新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条第８項において準用する同条第６項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次ページ以降、変更後の南部町新型インフルエンザ等対策行動計画でございます。御確認を後ほどお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第２号、専決処分の報告についてから報告第４号、南部町新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてまでを終わります。

日程第８ 議案第２８号

○議長（景山 浩君） 日程第８、議案第２８号、財産の取得について、南部町学習用タブレット端末購入を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 財産の取得につきましては、副町長のほうから説明をさせます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。そうしますと、０２の議案書のフォルダーから議案書のほう、お開きください。

それでは、議案書１ページ、議案第２８号、財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

取得の目的、南部町学習用タブレット端末購入でございます。取得の方法は、随意契約でございます。取得金額は、4,048万円。取得の相手方、鳥取県米子市両三柳328番地、株式会社ケーオウエイ、代表取締役、小西慶太でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第28号、財産の取得についてを採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第29号、財産の取得について、統合保育所かきっこ保育園の備品購入を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第29号につきましても、副町長のほうから説明をさせます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、続いて2ページ、お願いをいたします。

議案第29号、財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、取得の目的、かきっこ保育園備品購入でございます。取得の方法は、一般競争入札。取得

金額は、2, 139万5, 000円でございます。取得の相手方、鳥取県米子市旗ヶ崎2210番地、株式会社はらぶん米子支店、支店長、袴田泰弘。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第29号、財産の取得についてを採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第30号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第30号、財産の取得について、緑水園マイクロバス購入を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、引き続き議案第30号につきましても、副町長のほうから説明をさせます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、3ページ、お願いいたします。議案第30号、財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得の目的は、緑水園マイクロバス購入でございます。取得の方法は、一般競争入札。取得金額は、899万4, 480円。取得の相手方は、鳥取県米子市二本木910番地3、島根日野自

動車株式会社米子支店、支店長、上田優でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号、財産の取得についてを採決いたします。

議案第30号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第31号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第31号、南部町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第31号を御説明いたします。4ページをお開きください。議案第31号、南部町農業委員会委員の任命についてでございます。

南部町農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

7名のお名前を申し上げます。恩田一秀、井田厚美、井上武、田邊元史、黒木美由紀、吉次純一郎、庄倉三保子、以上、7名。任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日まででございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 1 号、南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第 3 1 号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 1 2 議案第 3 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 2、議案第 3 2 号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第 3 2 号につきましても、副町長のほうから提案説明をいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。そうしますと、議案書 5 ページをお願いいたします。議案第 3 2 号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次ページ、6 ページが専決処分書でございます。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和 8 年 3 月 3 1 日付でございます。

これは令和 8 年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正に伴い、南部町税条例の一部を改正するものでございます。7 ページ以降が改正条例となりますので、また御確認をいただきたいと思います。

改正概要につきましては、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び公示送達に関する改正、その他所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日からとし、公示送達に関する改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日、これは令和 8 年 5 月 2 1 日からでございますが、から適用するこ

ととしております。

以上、御審議よろしく願います。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 2 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 3 2 号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 1 3 議案第 3 3 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 3、議案第 3 3 号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第 3 3 号につきましても、副町長のほうから詳細について提案をいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、少し飛んでいただきまして 1 3 ページをお願いいたします。議案第 3 3 号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

1 4 ページが専決処分書でございます。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和 8 年 3 月 3 1 日付でございます。

令和 8 年度税制改正によりまして、軽減所得判定の見直しと課税限度額の引上げが行われたことに伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。15 ページが改正条例となっております。

改正概要につきましては、基礎課税分（医療分）及び後期高齢者支援金課税分の限度額見直し、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものでございます。

この条例の施行日は令和 8 年 4 月 1 日からとし、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

4 番、加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） 4 番、加藤学です。今回の条例の一部改正についてですが、これ子ども・子育て支援法の一部改正に伴う改正ってということでよろしいのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 税務課長のほうから説明をさせます。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。専決処分の国民健康保険税条例の一部改正については、医療分、後期分、介護分の軽減判定の見直しと医療分の課税限度額の見直しでございます。子ども・子育て支援金の関係の改正については、別の今回提案しております国保税条例のほうで改正をお願いする議案を上程しております。以上です。

○議長（景山 浩君） よろしいですか、加藤議員。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで質疑は終わります。

これより、議案第 33 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 33 号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（景山 浩君） 日程第 14、議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 10 号））を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第 34 号につきましては、副町長のほうから提案をさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、16 ページをお願いいたします。

それでは、議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 10 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

17 ページが専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 10 号）について、次のとおり専決処分をする。令和 8 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからの説明ですけども、フォルダーが替わります。03 の補正予算のフォルダーにお入りください。03 の補正予算のフォルダー、一番左の議案第 34 号の一般会計補正予算を御覧ください。

.....
議案第 34 号

令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度南部町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,636 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,916,205 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

それでは、7 ページ、一番最終ページ、歳出を御覧ください。歳出でございます、7 ページ。
2 款総務費、基金管理費におきましては、基金管理事業積立金として6 7 5 万 2 , 0 0 0 円を追加で積立てをしております。これは今年度の事業実績に伴い確定した森林環境譲与税を積み立てるものでございます。

4 款衛生費、環境費におきましては、墓苑事業特別会計繰出金として1 5 万 6 , 0 0 0 円を追加計上いたしました。これは町営墓地の返還数が当初の想定を上回り、同特別会計において未使用墓地利用料の払戻しに要する償還金が不足したため、財源補填として繰り出しを行ったものでございます。

一方、減額精算を行った主な事業としましては、その下の5 款農林水産業費、林業費におきまして、林業総務費事務費から3 万 9 , 0 0 0 円を減額したほか、造林事業から8 4 万 1 , 0 0 0 円、荒廃竹林の伐採、整備実績に基づき竹林整備事業から2 2 2 万 1 , 0 0 0 円、意向調査や間伐材搬出補助の実績確定に伴い、森林整備促進事業から7 4 4 万 3 , 0 0 0 円をそれぞれ減額精算いたしております。

1 ページ戻ってください。6 ページです。6 ページの歳入です。歳出の不用額精算や基金積立に対応いたしまして、国からの森林環境譲与税を実績に基づき整理をしたほか、竹林整備事業の補助金などの県支出金について、実績確定に伴う減額等の処理を行っております。

また、墓苑会計への繰出金の補填として必要な一般財源の調整を行ったということでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第3 4 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第3 4 号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 15 議案第 35 号

○議長（景山 浩君） 日程第 15、議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第 35 号につきましても、副町長のほうから提案説明いたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の 18 ページをお願いをいたします。議案第 35 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

19 ページが専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）について、次のとおり専決処分をする。令和 8 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、町民生活課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。私のほうからは、墓苑会計を説明させていただきます。場所は、ファイルの場所が替わりまして、03 補正予算書の 04-02 番、議案第 35 号のファイルを御覧ください。

1 ページを御覧ください。

議案第 35 号

令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 26 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,951 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日

専決 南部町長 陶山 清孝

.....
それでは、歳出から説明させていただきます。7ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。9万8,000円を減額し、81万7,000円とするものです。こちら不用額を計上しております。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金です。7万2,000円を増額し、80万4,000円とするものです。墓苑の返還に伴う使用料の還付金になります。

次に、歳入について御説明いたします。6ページを御覧ください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料です。20万9,000円を減額し、100万9,000円とするものです。新規申込見込み数の減少によるものです。

1款使用料及び手数料、2項手数料、1目墓地手数料です。3万4,000円を減額し、64万4,000円とするものです。手数料の見込み数の減少によるものです。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金です。15万6,000円を増額し、15万6,000円とするものです。墓苑会計での不足額を計上しております。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。14万2,000円を増額し、14万2,000円とするものです。前年度の繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第35号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 1 6 発議案第 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 6、発議案第 2 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者である板井隆君から提出理由の説明を求めます。

1 2 番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 1 2 番、板井隆です。

発議案第 2 号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 5 日 提出

提出者	南部町議会議員	板 井 隆
同	同	仲 田 司 朗
同	同	三 鴨 義 文
同	同	白 川 立 真
同	同	長 束 博 信
同	同	米 澤 睦 雄
同	同	滝 山 克 己
同	同	荊 尾 芳 之
同	同	埴 田 光 雄
同	同	秋 田 佐紀子

南部町議会議長 景 山 浩 様

——別紙です。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１６年南部町条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７５」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和８年６月１日から適用する。

.....

あわせて、若干提案説明を付け加えさせていただきたいと思います。今回上程する発議案については、期末手当についてです。期末手当なんですけれど、令和７年の人事院勧告に基づき、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が本年３月定例議会において可決し、期末手当が１００分の１７２．５から１００分の１７５に改正されています。これに準じて本条例の一部改正を提案するものであります。これまでも人事院勧告に準じて、また近隣市町村の状況も勘案し、本条例を改正してきた経過があります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

４番、加藤学君。

○議員（４番 加藤 学君） ４番、加藤学です。いろいろなところで同じことを言わせていただいておりますけれども、物価高騰の折、そして年金が上がらない、こういった状態で、１００％税金で報酬を得ている町会議員が、こういった状態の中で町会議員の分の報酬が上がるっていうのは町民の理解を得られないと思います。

先ほど板井議員が附則で説明を加えられましたけれども、そのときもやはり同じようなことを言って反対しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

１０番、三鴨義文君。

○議員（１０番 三鴨 義文君） １０番、三鴨義文でございます。私は、発議案第２号、これにつ

いては賛成いたします。

こういう時期で住民の皆さん、生活が厳しいことはよく分かっております。だからこそ民間企業の賃上げ、満額回答や公務員の人事院勧告による給料の増額で収入を増やして物価高騰に対応しているものと思っております。

今回の発議案は、議員報酬ではなくて期末手当です。月額報酬の改正ではなく、現在の報酬に対する夏と冬の2回の期末手当の支給率の改定です。改定の試算をしてみますと、0.025%増の改定でありまして、1回が約5,500円アップ、年間2回支給ですので、年に約1万1,000円の増額の改定です。この4月からは既に職員の給与や手当、特別職も含めて人事院勧告に沿った改定がされており、近隣の西部町村議会でも既に改正がされています。

人事院勧告は社会情勢によって上がったり下がったりすると変動はありますが、下がる时候にも勧告を尊重して下がった改定をしてきています。物価高騰で生活が厳しい、皆さんも同じ状況です。だからといって今回上がることをもって反対する理由にはならないと考えていますので、本発議案については賛成いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩を挟みます。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ここで発言の訂正を行います。議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号））の中で、課長の読み上げ数字が「29万円」が正しいところ、「20万9,000円」と誤った読み上げがありましたので、「29万円」に訂正を行います。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。再開は14時55分といたします。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 5 5 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

日程第 1 7 議案第 3 6 号 から 日程第 2 7 議案第 4 6 号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第 1 7、議案第 3 6 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第 2 7、議案第 4 6 号、公の施設の指定管理者の指定についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 1 7、議案第 3 6 号から日程第 2 7、議案第 4 6 号までの提案説明をお願いします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議案第 3 6 号について副町長から提案説明いたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、議案書に戻っていただきまして、2 1 ページをお願いいたします。議案第 3 6 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうは先ほど御質問ありましたが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、令和 8 年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴いまして、国民健康保険税の賦課項目に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を追加するとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る所要の改正を行おうとするものでございます。

2 2 ページ以降が改正条例となります。

この条例の施行日は、公布の日からとして、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。御審議よろしく願いをいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第 3 7 号につきましても、副町長から提案をいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） そうしますと、少し飛びまして、27ページをお願いいたします。

27ページ、議案第37号、南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴いまして、国の改正内容に準じて条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、宿泊費基準額及び転居費の算定方法の見直しなど、国の改正に準じた内容としております。

改正条例は、28ページ以降に記載をしております。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第38号につきましても、副町長のほうから提案いたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。続いて、30ページをお願いいたします。議案第38号、南部町森林等火入れに関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町森林等火入れに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは林野火災注意報、林野火災警報が新設されたことに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第39号につきましても、副町長から提案をいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、32ページをお願いいたします。議案第39号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうは、し尿の収集、運搬及び処分に関する手数料につきまして、現行18リットル当たり261円でございますが、これを277円に引き上げるため、条例の一部を改正しようと

するものでございます。

この条例の施行日は、令和8年10月1日からとし、施行日前の収集、運搬及び処分に関する手数料につきましては、なお従前の例によることとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第40号でございます。これにつきましても副町長のほうから提案をいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、続いて34ページをお願いいたします。議案第40号、南部町公告式条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町公告式条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは条例、規則等を町のホームページ上で公布を行うことができるように改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 続いて、議案第41号です。担当課長のほうから説明させます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。フォルダーのほうが替わります。03の補正予算のフォルダーに入ってください。その中の議案第41号、一般会計補正予算を御覧ください。その資料にて説明いたします。

議案第41号

令和8年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,057,365千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 5 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

今回の補正でございますが、新年度予算の成立後、コスト高騰への対応や指定管理者の事業休止に伴う緊急の施設維持管理、さらには本年発生した地震、大雪等の自然災害等に対応するため、急を要する経費について予算措置を行うものでございます。

それでは、歳出から説明しますので、8 ページを御覧ください。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費です。家計負担激変緩和対策事業で 8 5 万円を増額いたしました。当初予算では 4 月から 9 月分の経済支援として 7, 0 0 0 円、世帯当たりの給付を予定していましたけども、物価高騰が続く中、生活保護や児童扶養手当等の受給世帯を対象に県の補正と併せて 1 0 月から 1 2 月分の経済支援、1 世帯当たり 4, 0 0 0 円を追加するものでございます。

次に、9 ページ御覧ください。9 ページです。5 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農業施設費です。オートキャンプ場等管理事業 1 8 5 万 7, 0 0 0 円の増でございます。指定管理者の法人の破産手続等によりまして、営業休止としているオートキャンプ場再開に向けた必要経費をこのたび計上しております。

1 0 ページ御覧ください。8 款消防費、災害対策費には 8 4 万円を増額計上いたしました。島根県東部地震により被害を受けた住宅の所有者に対する被災者住宅修繕促進支援金について、申請件数の増加に対応するものでございます。

1 0 款の災害復旧費、4 項中山間地域共同施設災害復旧費、1 目中山間地域共同施設災害復旧費、これは 1 2 0 万円の増でございます。令和 8 年 1 月 6 日の地震により被害を受けた地域内共同利用施設の復旧に伴う経費の一部を増額するものでございます。

次に、6 ページにお戻りください。歳入説明いたします。1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金です。地域未来交付金（地域未来推進型）1, 9 8 4 万 4, 0 0 0 円の増でございます。これは 4 月に国の採択を受けたものでございまして、当初予算で計上された事業に対して充当するものでございます。これらに対する歳入の主な内訳としては、国庫支出金として 2, 2 3 4 万 1, 0 0 0 円、県支出金として 1 4 6 万 6, 0 0 0 円、オートキャンプ場使用料として 4 8 万円を追加する一方、減債基金繰入金の減額調整等を行って財源の確保を行っているというものでございます。

次に、1 1 ページの給与費明細書を御覧ください。1 1 ページですけども、今回の令和 8 年度

一般会計補正予算（第１号）において、職員手当を含む給与費全体の総括としては、予算現額が
１５億１，８６０万７，０００円に対しまして、今回５５万３，０００円を追加し、補正後の合
計額を１５億１，９１６万円とするものでございます。

次のページをお開きください。アとイとございますが、イの会計年度任用職員の欄でございま
す。この人員及び人件費の主な増減要因としては、社会教育費における文化財保護事業に伴い、
担当する会計年度任用職員を２名増員とするものでございます。文化財保護事業における試掘調
査のための作業員に係る報酬と共済費の増ということでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第４２号でございます。担当課長のほうから説明いたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、０３フォルダー、補正予算、０
５－０２の議案第４２号のファイルをお開きください。

１ページ御覧ください。

議案第４２号

令和８年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところに
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，６２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ１，２４５，６２９千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月 ５日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和８年６月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

それでは、歳出から説明をさせていただきます。７ページを御覧ください。１款総務費、１項
総務管理費、１目一般管理費です。５７万円を増額し、１，５３４万８，０００円とするもので

す。各種様式改正に伴うシステム改修費になります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目療養費です。1 8 8 万 5 , 0 0 0 円を増額し、4 7 7 万 1 , 0 0 0 円とするものです。こちら他の保険で受診後、遡及し国保に入られたため、保険者間調整により療養費として支払いをするものになります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金です。1 7 万 4 , 0 0 0 円を増額し、7 5 万 9 , 0 0 0 円とするものです。令和 7 年度事業の実績精算により補助金を返還するものです。

次に、歳入について御説明いたします。6 ページを御覧ください。5 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金です。2 0 8 万 6 , 0 0 0 円を増額し、9 億 6 , 5 8 6 万 6 , 0 0 0 円とするものです。療養費に対する普通交付金やシステム改修に対する特別交付金になります。

8 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金です。3 6 万 9 , 0 0 0 円を増額し、8 , 6 7 3 万 1 , 0 0 0 円とするものです。システム改修費分になります。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金です。1 7 万 4 , 0 0 0 円を増額し、1 1 2 万 2 , 0 0 0 円とするものです。前年度の繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第 4 3 号についても、担当課長のほうから説明いたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。先ほどのフォルダー、0 3、補正予算のフォルダーの 0 5 - 0 3、議案第 4 3 号をお開きください。

1 ページを御覧ください。

.....
議案第 4 3 号

令和 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 2 , 7 5 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月 5日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和8年6月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

それでは、歳出から御説明します。7ページを御覧ください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付金及び還付加算金です。5万8,000円を増額し、141万9,000円とするものです。令和7年度事業の実績精算により補助金を返還するものです。

次に、歳入について御説明いたします。6ページを御覧ください。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。5万8,000円を増額し、97万9,000円になります。前年度の繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 引き続きまして、議案第44号から45号、46号を一括して副町長から提案いたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、また02フォルダーの議案書のほうにお戻りいただきまして、37ページをお願いをいたします。議案第44号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほう、平成28年4月に鳥取県、市町村、一部事組合及び広域連合で共同設置した同審査会から構成団体である米子市日吉津村中学校組合、こちらのほうが3月31日をもって解散されたことに伴いまして、脱会をされております。そのため、同規約の変更に関し協議を行おうとするものでございます。

規約変更の施行は、構成団体の市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用することとしております。御審議よろしく願います。

続きまして、39ページをお願いをいたします。39ページは、議案第45号、南部町と鳥取

県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてでございます。

次のとおり南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定めることに関し協議することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予防接種健康被害調査委員会の設置につきましては、令和8年度から鳥取県へ事務委託することに関係機関と調整し、準備がこのたび整ったところでございます。このことに伴いまして、鳥取県へ事務を委託するための規約について協議を行うものでございます。

なお、規約案につきましては、40ページに記載のとおりでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

続いて、41ページお願いをいたします。議案第46号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

こちらは町の公の施設として設置されてる各集会所、農村公園等につきまして、各集落等を指定管理者として指定するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

去る5月7日に指定管理候補者選定委員会の開催をし、審査をいただいたところでございます。その上で指定管理候補者として選定をいただきました。

指定管理候補団体につきましては、42ページから43ページに記載をしております。御確認をお願いいたします。

指定管理期間につきましては、令和8年9月1日から令和11年8月31日までの3年間としております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

なお、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うことになりますので、総括的な質疑のみをお願いします。

議案第36号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第37号、南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 38 号、南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 39 号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 40 号、南部町公告式条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 41 号、令和 8 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

4 番、加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） 3 月議会のときに今年度の予算に関して昨年に比べた場合、保育園の予算が減ったんで、それで大きく減ってますけれども、その予算を差引いた場合、昨年と比べて 1 % の伸びでしたっていう説明があったんですけども、今回の補正予算を付け足した場合、その 1 % プラスアルファの伸びっていう形になるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。そのとおりだと思います。

○議長（景山 浩君） 4 番、加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） その場合なんですけれども、毎年新しい事業が増えてくるわけなんですけれども、新しい事業の予算を差引いた場合、そうした場合、既存の予算はその分、新規の事業が増えた分、差し引きした場合、既存の予算のほうは逆に減ってるっていうことにはならないんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 22 分休憩

午後 3 時 22 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○議員（4 番 加藤 学君） 失礼しました。その場合なんですけれども、新規の事業が毎年入

ってきてるわけですけども、新規の事業を差っ引いた場合、既存の事業っていうのは全体的に見た場合、減ってることにはなってないんでしょうか。それとも今回、補正の予算が加わったわけですから、それを入れた場合、例えば既存の事業全体を見た場合は昨年に比べてどういう数字になるんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 2 3 分休憩

午後 3 時 3 3 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

4 番、加藤学君。

○議員（4 番 加藤 学君） 4 番、加藤学です。先ほどの質問に関してはちょっと取り下げたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 4 2 号、令和 8 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 4 3 号、令和 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 4 4 号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 4 5 号、南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 4 6 号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

8 番、長束博信君。

○議員（8 番 長束 博信君） 長束です。ここの指定管理の施設が今、これは提案あるんですけ

ど、これ以外はどういう形になるのか、全体的な数の問題もあろうかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 3 5 分休憩

.....

午後 3 時 3 6 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お答えします。現在のところ農村公園、それから集会所、これについては、これまで昭和の時代からいろいろないきさつの中で地域の皆さんに管理をいただけてきました。この管理の仕方が、指定管理が本当に望ましいのかどうかといったことを検討しています。この 3 年間の猶予をもちましてその結論を出したいということで、今回これ一括した 3 年間の指定管理ということにしています。各集落を回って説明しながら今後の方策を考えたいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 1 2 番です。今の副議長の続きになるんですけど、これからの 3 年間でいろんな方策を考えたいということですけど、要は指定管理が合わなかったら直営にするとか、そういったようなものも含めた、今後そういったような形でこの公的な公民館をやっている、最終的には 3 年間猶予があるんですけど、どういうふうに考えておられるのか、その指定管理というのがそぐわないというところはどこなのか教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。指定管理がそぐわないというのは公の施設にそぐわないという考え方です。いわゆる町民全体の資産として町民全体が使うことを目的に公の施設になっています。しかし、では集会所が公の施設としての機能を本当に持っているのかどうか、全員の町民が自由に使えるような意味合いのものではなく、その時代時代の背景によって行政がその責任、弁済を目的としながらつくり上げたものを議会の御承認をいただいてその都度公の施設として認め、それが時代背景の中で、指定管理として今、管理いただいているといったものだと思います。現状の中で、直接集落で運営していただくこと、または廃止してしまうということ、または指定管理の方法を変える、3 本ぐらいしかないんじゃないかと思っています。その中で公民館なんか

を廃止するわけにはなりませんので、このまんま公民館というのは地域の中で、地域の施設として運営いただきたいと思います。

あと、今回公園が出ていますけれども、これも昭和の時代に、ここにおられる皆さんも知っておられると思いますけれども、農村地区のモデル事業で造った公園がたくさんあります。土地が行政の名目になっているもの、権原がそのまま個人のままの権原になっているもの、それぞれいろいろあります。これについても現地の中で今使われてる公園を今後どうするのか、または使われてない公園はどうすべきなのか、これは各集落と話し合っていきたいと思っています。これありきではありませんので、ただ、今のままで公の施設として残すのは問題があるんじゃないかというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。この今出てる特に公民館とかというのは、例えば私たち南さいはくからするとダムができた。ダムができたものに対する林業事業とか、そういったもん含めて公民館が建ったりしています。国から補助事業的なものもあったと思うんですけど、それを例えばもう年数が来てるから譲渡してしまうというような考え方というものはないもんなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。集会所については、他の93の集落のそれぞれがいろいろな使い方をされています。それと同じように町の公の施設である必要はないんじゃないかと私は心では思っていますけれども、各集落の中でお考えもありますし、ダムばかりではなくていろいろなきさつが、一つ一つのその集会所を持っていますので、十分に協議しながら適切な対応、いわゆる他の町、他の集会所運営されているところと、今の時代に合わせて住民が納得いただけるような対応をしたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑を終結します。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

8日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 4 2 分散会
